

総合共済

業務過誤賠償責任保険 特約

<保険期間の初日が2026年4月1日からのご契約>

サイバーリスク不担保追加条項（業務過誤賠償責任保険用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 通信用回線 ② ソフトウェアまたは電子データ ③ クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの
サイバーインシデント	次の①および②に掲げるものをいいます。 ① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた次のアからウの事象 ア．ソフトウェアもしくは電子データの損壊、書換え、消失または流出 イ．コンピュータシステムへアクセスすることが不可能になること、または制限されること ウ．①および②以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの停止、機能不全、誤作動または不具合
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスもしくはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではないアクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データを入手する行為

第1条（てん補しない損害－サイバーリスク）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害

等(注)については、てん補しません。

(注) 損害等

損害賠償請求がなされたことによって被る損害のほか、この保険契約に付帯する特約条項およびこれに付帯する他の追加条項で保険金の支払対象となる費用、損失等を含みます。

第2条（サイバーリスクの一部担保）

当社は、サイバーインシデントのうち、＜用語の定義（五十音順）＞で規定するサイバーインシデントの定義②による損害等(注)に対しては、前条の規定を適用せず、この保険契約に付帯される特約条項およびこれに付帯される他の追加条項の規定に従っててん補します。

(注) 損害等

損害賠償請求がなされたことによって被る損害のほか、この保険契約に付帯する特約条項およびこれに付帯する他の追加条項で保険金の支払対象となる費用、損失等を含みます。

第3条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

教職員特約条項（教職員共済生活協同組合用）

第1条（当会社のてん補責任）

(1) 当会社は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社のてん補責任）の規定にかかわらず、保険期間中に日本国内において次の①から⑤に掲げる損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）をてん補します。

- ① 被保険者が学校教育業務または入試業務として行った行為(注1)により、プライバシーの侵害もしくは名誉または信用のき損があったとして、その学生、生徒、児童、幼児またはその保護者（以下「保護者等」といいます。）が、被保険者に対して提起した損害賠償請求
- ② 被保険者が学校教育業務または入試業務として行った行為における、偶然な事由による個人情報の漏えいについて、保護者等が被保険者に対して提起した損害賠償請求
- ③ 被保険者が学校教育業務または入試業務として行った行為により、学生、生徒、児童、または幼児が精神的苦痛(注2)を被ったとして、保護者等が被保険者に対して提起した損害賠償請求
- ④ 被保険者が助言業務として行った行為により、保護者等が被った損害について、保護者等が被保険者に対して提起した損害賠償請求
- ⑤ 被保険者が学校教育業務または入試業務として行った行為において、偶然な事由により特定のサービス提供のキャンセルを余儀なくされたことについて、保護者等が被保険者に対して提起した損害賠償請求

(2) 当会社は、(1)③および④の損害賠償請求については、訴訟による場合にかぎり、被保険者が被る損害をてん補します。

(注1) 学校教育業務または入試業務として行った行為
不作為を含みます。

(注2) 精神的苦痛
心的外傷後ストレス障害等を含みます。

第2条（損害の範囲）

(1) 当会社が前条の規定によりてん補する損害は、普通約款第2条（損害の範囲）に掲げる損害のほか、次の①から④の損害を含むものとします。

① 初期対応費用

被保険者が前条(1)①から⑤もしくは身体障害・財物損壊担保追加条項（教職員特約条項用）第1条（当会社のてん補責任）に掲げる事由の発生またはそのおそれに対処するために支出した次のアからオに掲げる費用のうち、社会通念上妥当な費用をい

います。

ア. 事故現場の保存およびその記録に要する費用

イ. 事故の原因および状況の調査に要する費用

ウ. 事故現場の取り片付けに要する費用(注1)

エ. 被保険者またはその代理人が事故現場に行く場合に要する、交通費、宿泊費等の費用

オ. 通信費

② 訴訟対応費用

被保険者が前条(1)①から⑤または身体障害・財物損壊担保追加条項（教職員特約条項用）第1条（当会社のてん補責任）に掲げる事由に対処するために支出した次のアからウに掲げる訴訟対応費用のうち、社会通念上妥当な費用をいいます。

ア. 文書(注2)作成のために要する費用

イ. 被保険者の交通費および宿泊費(注3)

ウ. 原因調査または意見書もしくは鑑定書作成に要する費用

③ 被害者対応費用

被保険者が前条(1)①から⑤に掲げる事由の発生またはそのおそれもしくは身体障害・財物損壊担保追加条項（教職員特約条項用）第1条（当会社のてん補責任）に掲げる事由の発生またはそのおそれがあることを知った場合において、被保険者が支出した次のアまたはイに掲げる費用のうち、社会通念上妥当な費用をいいます。

ア. 被害者の生命または身体を害したこともしくは被害者の所有する財物を損壊したことに対する見舞金

イ. 被害者の生命または身体を害したこともしくは被害者の所有する財物を損壊したことに対する見舞品購入費用

④ 損害防止費用

普通約款第20条（損害の防止軽減）(1)②に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

(2) 当会社は普通約款第2条（損害の範囲）②または③ならびに(1)①から④の損害に対しては、普通約款第6条（てん補しない損害－その2）①の規定を適用しません。

(注1) 事故現場の取り片付けに要する費用

残存物の廃棄費用を含みます。

(注2) 文書

相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。

(注3) 交通費および宿泊費

その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。

第3条（用語の定義）

この保険契約において、次の①から⑩に掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

① 教員

教職員のうち次のアからエに掲げる者をいいます。

ア．園務・校務をつかさどる者およびその補助者

イ．保育をつかさどる者およびその補助者

ウ．教育をつかさどる者およびその補助者

エ．学生を教授する者およびその補助者

② 職員

教職員のうち、教員以外のものをいいます。

③ 学校教育業務

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する目的をもって行う教育もしくは保育、訓練または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育をいいます。

④ 入試業務

次のアおよびイに掲げる業務をいいます。

ア．入学者を選抜するための試験の作成、実施または採点

イ．入学資格者の選定、入学希望者の募集のために行う説明会、相談会またはオープンキャンパス等の実施

⑤ 助言業務

学生、生徒またはその保護者に対して行う、次のアからウに掲げる業務をいいます。

ア．就職に関する所定の手続および案内

イ．進級または進学に関する所定の手続および案内

ウ．奨学金等の経済支援に関する所定の手続および案内

⑥ 個人情報

個人に関する情報であって、次のアまたはイのいずれかに該当するものをいいます。

ア．その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(注)により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。

イ．個人識別符号が含まれるもの

⑦ 個人識別符号

個人情報の保護に関する法律施行令第1条に定めるものをいいます。

⑧ 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次のアまたはイに掲げるものをいいます。

ア．特定の個人情報をコンピュータにより検索することができるように体系的に構成したもの

イ．個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

⑨ 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

⑩ 保有個人データ

被保険者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって次のアからオに掲げるもの以外のものをいいます。

ア．その個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ．その個人データの存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの

ウ．その個人データの存否が明らかになることにより国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ．その個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

オ．6ヶ月以内に消去することとなるもの

⑪ 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいいます。

⑫ 家族

次のアからウに掲げる者をいいます。

ア．本人の配偶者

イ．本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族

ウ．本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

⑬ 第三者

被保険者、本人およびその家族以外の者をいいます。被保険者が複数の場合は、被保険者相互の関係はそれぞれ第三者とみなします。

⑭ サーバー

インターネットへ接続されたコンピュータをいいます。

⑮ アクセス制限

個人情報データベース等を利用、開示、内容の訂正、追加もしくは削除、利用の停止、消去または第三者へ提供（以下「利用等」といいます。）する正当な権利を有し

ない者が、その個人情報データベース等を利用等できないよう制限することをいいます。

⑩ 役員

次のアからオに掲げる者およびこれに準ずる地位の者をいいます。

ア．私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する理事および監事

イ．国立大学法人法（平成15年法律第112号）に規定する学長、監事および理事

ウ．地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する理事長、学長、副理事長、理事および監事

エ．消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する理事および監事

オ．会社法（平成17年法律第86号）に規定する取締役、執行役および監査役ならびにこれに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた地位にある者

⑪ セクシャルハラスメント

次のアおよびイに掲げるものをいいます。

ア．性的欲求に基づく要求、性的な関係の強要、必要なく身体にさわることもしくはわいせつな図画を配布することその他類似の性的欲求に基づく行動または相手が性的嫌悪感を抱くような行動をとること。

イ．性的な事実関係を尋ねることもしくは性的な内容の情報を意図的に流布することその他類似の性的欲求に基づく発言または相手が性的嫌悪感を抱くような発言をすること。

⑫ 雇用行為

解雇、降格、昇級、賃金査定、賃金支払または配置転換その他類似の雇用上の決定をすることをいいます。

⑬ 差別行為

人種、肌の色、宗教、信条、年齢、性別、婚姻の有無、出産、妊娠、身体的特徴、身体の障害、民族、国籍、出生地、戸籍、家族構成、社会的身分もしくは既往症の有無その他類似の要因による、不利な、または差別した行為をいいます。

⑭ 特定のサービス

業として有償で提供されるサービスをいいます。ただし、次のアからウのいずれかに該当するものにかぎります。

ア．国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス

イ．旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス

ウ．航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送

（注） その他の記述等

文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除き

ます。

第4条（てん補しない損害の不適用）

この保険契約において、普通約款第6条（てん補しない損害－その2）⑬の規定は適用しません。

第5条（てん補しない損害）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第5条（てん補しない損害－その1）①から④および同第6条（てん補しない損害－その2）①から⑫に掲げる損害賠償請求のほか、被保険者に対してなされた次の①から⑧に掲げる損害賠償請求に起因する損害についてはてん補しません。なお、②、⑫、および⑧の中で記載されている事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して訴訟または損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されるものとします。また、本条の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
- ① 被保険者または学校による寄付金、入学金、授業料等の金銭等（以下「学納金」といいます。）の收受または学納金の返還にかかる損害賠償請求
 - ② 被保険者による差別行為に起因する損害賠償請求
 - ③ 特許権、商標権等の知的財産権および著作権の侵害に起因する損害賠償請求
 - ④ 事業の縮小、倒産、破産、学校教育法に基づく学校閉鎖、会社更生法に基づく更生手続もしくはこれらに類する倒産手続または他の事業者等との合併・吸収・買収に起因する損害賠償請求
 - ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害（注1）に起因する損害賠償請求
 - ⑥ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
 - ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償請求
 - ⑧ 西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないことに関連する、次のアからカに掲げるもの（これらを内蔵するものを含み、被保険者の所有であるか否かを問いません。以下「コンピュータ等」といいます。）の作動不能、誤作動または不具合（注2）に起因する損害賠償請求
 - ア. コンピュータおよびその周辺機器
 - イ. ソフトウェア（注3）
 - ウ. コンピュータネットワーク

エ. マイクロプロセッサ等の集積回路

オ. アからエのいずれかに類する機器または部品

カ. 形態の如何を問わず、アからオのいずれかのものを直接または間接的に使用する、もしくはそれらに依存しているその他のあらゆる製品、サービス、データまたは機能

⑨ 被保険者が行う、または被保険者のために被保険者以外の者が行う、前号に掲げる事由(注4)に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理もしくは請負その他これらに類する業務、または前号に掲げる事由の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止または中断(注5)に起因する損害賠償請求

⑩ 不正な手段による入学、進級、進学、卒業、成績評価、就職斡旋等に起因する損害賠償請求

⑪ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為に起因する損害賠償請求

⑫ セクシャルハラスメントに起因する損害賠償請求

⑬ 次のアからカの行為に起因する損害賠償請求

ア. 医療行為

イ. 動物に対する診療、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案

ウ. 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示

エ. 身体の理容もしくは美容または整形

オ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等

カ. アからオに掲げる行為の指導もしくは指示または実習

⑭ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為またはその指導もしくは指示に起因する損害賠償請求

⑮ 消費貸借契約、使用貸借契約、売買契約、保証金契約、譲渡契約、代理店契約、業務委託契約、贈与契約、企業提携に関する契約等にかかる債務不履行に起因する損害賠償請求

⑯ 役員としての業務に起因する損害賠償請求

⑰ 雇用行為に起因する損害賠償請求

⑱ 被保険者の指導力が不足しているとしてなされた損害賠償請求

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、(1)に掲げる損害賠償請求のほか、被保険者に対してなされた次の①から⑱に掲げる損害賠償請求に起因する損害についてはてん補しません。

① 個人情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的

に認められないことによりなされた損害賠償請求

- ② 被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
- ③ 被保険者が第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者と個人データを共同して利用したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ④ 被保険者が第三者から個人データを提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑤ 被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い
- ⑥ 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い
- ⑦ サーバーに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないこと
- ⑧ 被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑨ 廃棄した、電子計算機、その周辺機器またはそれらで直接処理を行える磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム等の記録媒体に記録されている個人データにより生じた個人情報漏えいまたはそのおそれ
- ⑩ 個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
- ⑪ 被保険者が本人の求めに応じてその本人が識別される個人データの第三者への提供を停止しない、もしくは保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用の停止もしくは削除を行わない、またはそれらの措置が遅れたことにより加重された賠償責任

(注1) 営業権の侵害

商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。

(注2) 作動不能、誤作動または不具合

これらのおそれが生じたことを含みます。

(注3) ソフトウェア

プログラム、アプリケーションソフトウェア、オペレーティングシステムおよびデータその他これらに類するものをいいます。

(注4) 前号に掲げる事由

潜在的なものであると現実的に生じているものであるとを問いません。

(注5) コンピュータ等の停止または中断

コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。

第6条（てん補限度額）

(1) 次の①から③の損害について当会社がてん補すべき金額は、普通約款第7条（てん補限度額）(1)の規定にかかわらず、次の①から③のとおりとします。

① 初期対応費用

保険期間中を通じて100万円を限度とします。

② 訴訟対応費用

保険期間中を通じて100万円を限度とします。

③ 被害者対応費用

1回の事故について、被害者1名につき3万円を限度とし、かつ、保険期間中を通じて30万円を限度とします。

(2) この保険契約において、普通約款第7条（てん補限度額）(2)の規定はこれを適用しません。

第7条（読替規定）

この保険契約においては、普通約款の規定を次の①から⑤のとおり読み替えて適用します。

① 普通約款第5条（てん補しない損害－その1）①の規定中「被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求」とあるのは、「被保険者の故意に起因する損害賠償請求」

② 普通約款第5条（てん補しない損害－その1）なお書きを「なお、①から④までの中で記載されている事由または行為が、実際に生じた、または行われたと認められる場合に本条の規定が適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行うものとします。」

③ 普通約款第6条（てん補しない損害－その2）①アの規定中「身体の障害（疾病または死亡を含みます。）または精神的苦痛」とあるのは「身体の障害（疾病または死亡を含みます。）」

④ 普通約款第23条（保険金の請求）(2)の規定中「当社が求めるもの」は、「別紙に定めるもの」

⑤ 普通約款第24条（保険金の支払）(1)①の規定中「損害賠償請求の原因」は、「損害賠償請求（そのおそれを含みます。以下本号において同様とします。）の原因」

第8条（他の保険契約等との関係）

普通約款第3章当会社のてん補限度額第8条（他の保険契約等との関係）の規定にかかわらず、他の保険契約等(注1)がある場合において、それぞれの支払責任額(注2)の合計額

が、損害の額(注3)を超えるときは、当社は、次の①または②に定める額をてん補します。

- ① 他の保険契約等(注1)から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額(注2)
- ② 他の保険契約等(注1)から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額(注3)から、他の保険契約等(注1)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注2)を限度とします。

(注1) 他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対しててん補責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注3) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

【別表】保険金請求書類

	必要な書類	備考
共通	事故報告書（自認書兼証明書）	様式第1号
	保険金請求書	事故発生報告後、生協審査部あるいは損害保険ジャパン日本興亜から提供します。
	示談書	
	＜組合員が賠償金を支払い済みの場合＞ 賠償金支払証明資料（領収証、振込明細書等）	賠償責任保険の保険金受取人を被保険者（組合員）とする場合に必要な書類です。 なお、承諾書は、損害保険ジャパン日本興亜所定用紙となります。
	＜組合員が賠償金を支払い済みでない場合＞ 被害者からの承諾書	
	＜被害者対応費用が発生した場合＞ 被害者対応費用（見舞品/見舞金）自認書兼証明書	様式第2号 物品購入の領収証、葬儀の会葬葉書等、費用が証明できるものを添付してください（見舞品の場合は必須）。
身体事故	診断書	治療を受けた医師に、傷害の態様、入通院期間・実日数等を含めて作成してもらいます。
	後遺障害診断書	後遺障害がある場合は別途作成してもらいます。
	死亡診断書または死体検案書	死亡に立ち会った医師または検死をおこなった医師に作成してもらいます。
	診療報酬明細書（治療費明細書）	治療を受けた病院に作成してもらいます。
	通院費、看護料、諸雑費、義肢、葬儀費等の明細書や受領証	通院に使用した交通機関の往復費用、利用回数等の明細書、療養に必要とする物品購入の領収証、葬儀費の明細書や領収証を整理してご提出ください。
	休業損害証明書 ・給与所得者の場合 事業主の休業損害証明書（源泉徴収票添付） ・自由業、自営業者、農林漁業者等の場合 税務署の発行する所得額証明書または確定申告書控。なお、納税証明書は正確な所得が判明しないので休業損害立証書類とはなりません。 ※上記証明が取れない場合は民生委員の職業証明（書式不問）をご提出ください。	・給与所得者の場合は事業主から事故前3か月の支給額と、事故による欠勤日数およびその間の給与不払を証明した休業損害証明書を発行してもらいます。 ・自由業、自営業者、農林漁業者等は税務署から前年度の所得額証明書を取り付けるか、あるいは前年度の確定申告書控をご用意ください。
財物事故	写真・図面等	被害の状態がわかるもの。
	被害物の修復・修理費などの損害を証明する書類	修理費請求書（見積書・領収書）等、修理内容のわかるもの。
個人情報	漏洩の発生を確認する資料	新聞広告、警察・他省庁への連絡文書（写）等。
	損害立証資料	印刷費の請求書、見舞品購入時の請求書等。

教職員特約条項追加条項（教職員共済生活協同組合用）

第1条（被保険者）

この追加条項付帯の保険契約（以下「この保険契約」といいます。）において、保険契約者が運営する総合共済の加入者（以下「組合員」といいます。）はすべて被保険者となります。

第2条（保険金額）

この保険契約において、保険金額はすべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額を適用します。

第3条（被保険者の増員または減員）

- (1) この保険契約の成立後、新たに組合員となった者(注)がある場合は、その者は、組合員となった時から被保険者となるものとします。
- (2) この保険契約の成立後、組合員でなくなった者がある場合は、第1条（被保険者）の規定にかかわらず、その者が組合員でなくなった時から5年間に限り、当会社は、その者をこの保険契約および継続契約における被保険者とみなします。ただし、当会社は、その者が被保険者の資格を有した時から組合員でなくなった時までに行われた行為に起因する訴訟または損害賠償請求に起因する損害にかぎり、これをてん補します。

(注) 新たに組合員となった者

次の①または②に掲げる者をいいます。

- ① 名簿等により客観的に組合員となった時が把握できる者
- ② 事前に保険契約者またはその代理人が当会社から承認を受けている者

第4条（被保険者名簿）

- (1) 保険契約者は、常に被保険者の名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者が、当会社の認める正当な理由がなく(1)の閲覧を拒否した場合は、当会社は、保険契約者がこの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いた額をてん補します。

第5条（当会社のでん補責任）

- (1) この追加条項において、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社のでん補責任）の損害は、教職員特約条項（教職員共済生

活協同組合用) (以下「特約条項」といいます。) 第1条(当会社のてん補責任)に規定する損害のほか、保険期間中に日本国内において提起された次の①から④に掲げる事由により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を含みます。

- ① 被保険者がその他業務として行った行為(不作為を含みます。以下同様とします。)により、プライバシーの侵害もしくは名誉または信用のき損があったとして、教員、職員または組合員(その行為を行った者を除きます。以下本条において同様とします。)がその行為を行った被保険者に対して提起した損害賠償請求
 - ② 被保険者がその他業務として行った行為における、偶然な事由による個人情報の漏えいについて、教員、職員または組合員がその行為を行った被保険者に対して提起した損害賠償請求
 - ③ 被保険者がその他業務として行った行為により、教員、職員または組合員が精神的苦痛(心的外傷後ストレス障害等を含みます。以下同様とします。)を被ったとして、教員、職員または組合員がその行為を行った被保険者に対して提起した損害賠償請求
 - ④ 被保険者がその他業務として行った行為により、教員、職員または組合員が被った損害について、教員、職員または組合員がその行為を行った被保険者に対して提起した損害賠償請求
- (2) 当社は、(1)③の損害賠償請求については、訴訟による場合にかぎり、被保険者が被る損害をてん補します。
- (3) (1)に定める損害に対しては、普通約款第6条(てん補しない損害ーその2)⑬の規定は、次のとおり読み替えて適用します。

「⑬ その他業務のうち、同じ業務に従事する者からなされた損害賠償請求」

第6条(てん補しない損害)

当社は、普通約款第5条(てん補しない損害ーその1)①から④、同第6条(てん補しない損害ーその2)②から⑫、教職員特約条項第4条(てん補しない損害)(1)①から⑫、および同(2)①から⑪に掲げる損害のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のアからウの者の相互間の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。なお、本条の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

ア 学校の教員

イ 学校の職員

ウ その他業務のうち同一の業務に従事する者

第7条(用語の定義)

この追加条項において、次の①から⑥に掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従いま

す。

① 教職員賠償責任保険契約

普通約款、特約条項およびこの追加条項にもとづく保険契約をいいます。

② 継続契約

この保険契約の保険期間の終了日を保険期間の開始日とする教職員賠償責任保険契約をいいます。

③ 学校教育業務

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する目的をもって行う教育もしくは訓練または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育をいいます。

④ 入試業務

次のアおよびイに掲げる業務をいいます。

ア．入学者を選抜するための試験の作成、実施または採点

イ．入学資格者の選定、入学希望者の募集のために行う説明会、相談会またはオープンキャンパス等の実施

⑤ 助言業務

学生、生徒またはその保護者に対して行う、次のアからウに掲げる業務をいいます。

ア．就職に関する所定の手続および案内

イ．進級または進学に関する所定の手続および案内

ウ．奨学金等の経済支援に関する所定の手続および案内

⑥ その他業務

被保険者が、所属する組織の管理下において行う業務のうち次のアからウ以外の業務(注)をいい、労働組合活動を含みます。

ア．学校教育業務

イ．入試業務

ウ．助言業務

⑦ 所属する組織

被保険者が雇用関係等のある、次のアからオに掲げる機関をいいます。

ア．学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する国立学校・公立学校等の場合、勤務する当該教育機関

イ．学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する私立学校等の場合、雇用関係のある学校法人

ウ．学校教育法に規定する国立学校・公立学校・私立学校等や、それらに所属する者によって構成される生活協同組合・公益法人・任意団体等の場合、雇用関係のある当該組織

エ．文部科学省およびその所管の独立行政法人・文化庁の場合、雇用関係のある当

該行政庁等
オ．労働組合の専従者である場合、加入している当該労働組合

(注) 業務

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条もしくは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条による許可を受けて従事している業務は含みません。

第8条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

身体障害・財物損壊担保追加条項（教職員特約条項用）

第1条（当会社のてん補責任）

当社は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社のてん補責任）および同第6条（てん補しない損害－その2）①ならびに教職員特約条項（教職員共済生活協同組合用）（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社のてん補責任）の規定にかかわらず、被保険者が学校教育業務、入試業務、助言業務、またはその他業務を遂行中に生じた偶然な事故によって他人(注)の生命もしくは身体を害し、またはその財物を滅失、き損もしくは汚損したことに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）をてん補します。

（注） 他人

被保険者以外の者をいいます。

第2条（用語の定義）

この追加条項において、次の①から⑤に掲げる用語は、以下の定義に従います。

① 学校教育業務

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する目的をもって行う教育、保育もしくは訓練または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育をいいます。

② 入試業務

次のアおよびイに掲げる業務をいいます。

ア．入学者を選抜するための試験の作成、実施または採点

イ．入学資格者の選定、入学希望者の募集のために行う説明会、相談会またはオープンキャンパス等の実施

③ 助言業務

学生、生徒またはその保護者に対して行う、次のアからウに掲げる業務をいいます。

ア．就職に関する所定の手続および案内

イ．進級または進学に関する所定の手続および案内

ウ．奨学金等の経済支援に関する所定の手続および案内

④ その他業務

被保険者が、所属する組織の管理下において行う業務のうち次のアからウ以外の業務(注)をいい、労働組合活動を含みます。

ア．学校教育業務

イ．入試業務

ウ．助言業務

⑤ 所属する組織

被保険者が雇用関係等のある、次のアからオに掲げる機関をいいます。

ア．学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する国立学校・公立学校等の場合、勤務する当該教育機関

イ．学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する私立学校等の場合、雇用関係のある学校法人

ウ．学校教育法に規定する国立学校・公立学校・私立学校等や、それらに所属する者によって構成される生活協同組合・公益法人・任意団体等の場合、雇用関係のある当該組織

エ．文部科学省およびその所管の独立行政法人・文化庁の場合、雇用関係のある当該行政庁等

オ．労働組合の専従者である場合、加入している当該労働組合

（注） 業務

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条もしくは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条による許可を受けて従事している業務は含みません。

第3条（てん補しない損害）

当社は、普通約款第5条（てん補しない損害－その1）①から④、同第6条（てん補しない損害－その2）②から⑫、教職員特約条項第5条（てん補しない損害）(1)①から⑫、および同(2)①から⑪に掲げる損害のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑧に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。なお、本条の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（注1）について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任。ただし、被保険者が学校教育業務、入試業務、助言業務またはその他業務として行った行為において生徒等（注2）より受託した受託物は除きます。

② 被保険者が学校教育業務、入試業務、助言業務またはその他業務として行った行為において生徒等（注2）より受託した受託物を、盗取もしくは詐取されることまたは紛失したことにより、その受託物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任。

③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことまたは紛失したことに起因する賠償責任

④ 航空機、自動車もしくは施設外における船、車両（注3）もしくは動物の所有、使

用または管理に起因する賠償責任

- ⑤ 屋根、樋、扉、戸、窓または通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 保険契約者に対する賠償責任
- ⑦ 所属する組織が所有、使用または管理する財物の損壊に対する賠償責任
- ⑧ 次のアからウの者の相互間の賠償責任
 - ア．学校の教員
 - イ．学校の職員
 - ウ．その他業務のうち同一の業務に従事する者

(注1) 財物の損壊

滅失、損傷または汚損をいいます。

(注2) 生徒等

学生、生徒、児童、幼児または保護者をいいます。

(注3) 船、車両

原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

第4条（てん補限度額）

- (1) この追加条項にもとづく当会社のてん補責任は、普通約款第7条（てん補限度額）(1)の規定にかかわらず、1回の事故ごとについて定めます。
- (2) 1回の事故について、当社がこの追加条項にもとづきてん補すべき金額は、普通約款第2条（損害の範囲）①から③の合計額が、保険証券に記載された免責金額（以下「免責金額」といいます。）を超過する額とし、次の①から③に掲げるものの数にかかわらず、保険証券に記載された保険金額（以下「保険金額」といいます。）をもって限度とします。
 - ① 被保険者
 - ② 損害賠償請求または訴訟
 - ③ 損害賠償請求または訴訟を提起する個人または組織

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

自動車の損壊にかかる追加条項 (身体障害・財物損壊担保追加条項(教職員特約条項用)用)

<用語の定義(五十音順)>

この特約条項において、次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	定義
自動車	指定の場所(注1)に駐車されている他人(注2)が所有する自動車をいい、これに定着(注3)または装備(注4)されている物を含みます。ただし、次の①から④に掲げるものは除きます。 ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ② 法律、命令、規則、条例等により、自動車に定着(注3)または装備(注4)することを禁止されている財物 ③ 通常装飾品とみなされる財物 ④ 積載物 (注1)指定の場所 駐車を許可されている場所をいいます (注2)他人 ただし、所有権留保条項付売買契約の買主を含み、被保険者、被保険者の法定代理人または記名被保険者と同居の親族は他人とはみなしません (注3)定着 ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。 (注4)装備 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。
損壊	損傷または汚損をいい、滅失、盗取もしくは搾取されることまたは紛失を含みません。

第1条(当会社のてん補責任)

当社は、この追加条項において、身体障害・財物損壊担保追加条項(教職員特約条項用)第3条(てん補しない損害)⑧の規定にかかわらず、被保険者が学校教育業務およびその他業務を遂行中に生じた偶然な事故により、その被保険者以外の自動車を損壊したことにより、自動車について正当な権利を有する者に対し、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

給与および旅費等の事務過誤にかかる追加条項 (教職員特約条項追加条項(教職員共済生活協同組合用)用)

第1条(当会社のでん補責任)

当会社は、この追加条項において、教職員特約条項追加条項(教職員共済生活協同組合用)第6条(てん補しない損害)の規定にかかわらず、被保険者の行為(不作為を含みます。以下同様とします。)によって、教員、職員または組合員(その行為を行った者を除きます。)が、次の①から③の全額もしくは一部の支給を受ける正当な権利を侵害されたために、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- ① 給与
- ② 旅費
- ③ その他これらに類するもの

第2条(普通保険約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。